

地域のみなさま
保護者のみなさま

呉市立明德小学校長 石田 浩司

気象警報発表等 緊急時の対応について

非常災害時の安全確保のため、呉市教育委員会の指針(裏面)に基づき、次のとおり対応します。
みなさまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

1 登校前に、「警戒レベル3」以上が発表された場合

(1) 気象情報「警戒レベル3以上」、暴風波浪の警報。特別警報の場合

午前6時30分時点 気象警報発表

(※学校からの連絡はしません)



臨時休業

NHKテレビ放送等で呉市の
情報を確認してください。

(2) 気象情報「警戒レベル3以上」とは異なる(大地震, 重大事件, 事故等)で危険な場合

学校から臨時休業, 自宅待機, 保護者同伴登校等を連絡

※学校が臨時休業の場合は, 放課後児童会も臨時休業

2 午前6時30分から始業時刻の間に、「警戒レベル3」以上が発表された場合

- (1) 自宅にいる場合 → 臨時休業
登校中または登校している場合 → 保護者の迎えまで学校待機
学校待機の児童は, 保護者の迎えとなります。

3 登校後に、「警戒レベル3以上」が発表された場合

(1) 下校時刻の時点で「警戒レベル3
以上」が解除されない場合。



(学校から連絡)

学校待機



保護者と共に下校

※「放課後児童会」所属の児童は,
原則, 児童会へ帰ります。

(2) その他

- 停電等で機器の使用ができず,
学校から連絡できない場合があります。
児童は学校待機となりますので,
保護者の迎えとなります。

令和8年4月改定
呉市教育委員会

- 1 登校前に、「『警戒レベル3相当（河川氾濫（※1），大雨，土砂災害，高潮）以上』又は『気象等（暴風，波浪，大雪，暴風雪）の特別警報又は警報』」（以下「警戒レベル等」といいます。）が発表された場合
 - (1) 午前6時30分（※2）の時点で，呉市に「警戒レベル等」が発表されている場合は，小学校及び義務教育学校〔前期課程〕は「臨時休業」とし，中学校及び義務教育学校〔後期課程〕は各学校の定めにより「自宅待機」又は「臨時休業」とする。
 - (2) 「自宅待機」とした中学校及び義務教育学校〔後期課程〕は，各学校が定めた時刻（※3）までに「警戒レベル等」が解除された場合，安全に注意して登校させ，解除されなかった場合は「臨時休業」とする。
- 2 午前6時30分（※2）から始業時刻の間に、「警戒レベル等」が発表された場合
 - (1) 1(1)で「臨時休業」とする学校について，登校中又はすでに登校している児童生徒は一旦，「学校待機」とし，安全を確保（※4）したうえで下校させる。
 - (2) 1(1)で「自宅待機」とする学校については，自宅にいる生徒は「自宅待機」とし，登校中又はすでに登校している生徒は「学校待機」とする。「学校待機」となった生徒は，各学校が定めた時刻（※3）までに「警戒レベル等」が解除されない場合は，安全を確保（※4）したうえで下校させる。
- 3 登校後に，「警戒レベル等」が発表された場合
 - (1) 原則として，「警戒レベル等」が解除されるまで下校させない。
 - (2) 下校時刻の時点で「警戒レベル等」が解除されていない場合は，安全を確保（※4）したうえで下校させる。
 - (3) 対応に困難が生じた場合は，速やかに教育委員会と連携を図る。
- 4 その他
 - (1) 各学校が定めた対応については，年度始めに保護者に周知する。
 - (2) 教育委員会が臨時休業等を指示する場合も

【注意点】

- 1 「警戒レベル3相当（河川氾濫，大雨，土砂災害，高潮）以上」のうち，河川氾濫及び高潮については，各学校の立地条件等の実態を考慮した対応とする。また，「気象等（暴風，波浪，大雪，暴風雪）の特別警報又は警報」についても，同様の対応とする。
- 2 ※1について，呉市の洪水予報河川は，「黒瀬川（二級ダムから海側）」であるため，「黒瀬川（二級ダムから海側）」の状況により発表される。
- 3 ※2及び※3の判断時刻は，各学校で決定する。その際，各学校の立地条件等の実態を考慮した上で，できるだけ中学校区又は近隣の学校で時間を揃える。
- 4 ※4の「安全を確保」の方法については，保護者の迎えを原則とする。ただし，保護者の協力が難しい場合は，気象状況を見ながら，教職員の見守り体制の下で集団下校させる等，校長が判断する。
- 5 防災気象情報発表時の給食提供に関しては，学校施設課通知を参照